

偉人名言集

研究だけをやっていただけではダメだ。
それをどうやって
世の中に役立てるかを考えよ。

北里 柴三郎

日本の細菌学の父として広く知られる北里柴三郎の言葉です。どんなに立派な研究、素晴らしい商品、高尚な知識であっても、世の中でどう役立つものであるかを考えることがその価値を生み出すことに繋がることを思い出させてくれます。

本稿執筆時点ではコロナウィルスが猛威を振るい日本でも感染者が増加しています。このような経験を通じて様々な研究がさらに発展すること、また感染者の回復および感染拡大へ歯止めがかかることを願って止みません。

TOPICS

■ コロナウィルス関連情報(融資制度)

日本金融政策公庫の制度で、コロナウィルス感染拡大により売上が10%以上減少した事業者に対して、1,000万円の融資枠があります。金利の減免が0.9%あるので、融資をお考えの方はご検討下さい。

【日本政策金融公庫URL】

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html

コロナウィルスの感染者拡大の影響を受け、多くの企業が事業縮小を余儀なくされています。窮地を乗り越えるつなぎ資金も大切ですが、非常時にも耐えうる財務体質への転換に向けてお手伝いできればと考えております。

■ コロナウィルス関連情報(テレワーク導入支援)

昨今の情勢を受けテレワークの導入を支援する総合ポータルサイト、相談窓口を厚労省が開設しました。

【厚労省テレワークポータルサイト】

<https://telework.mhlw.go.jp/>

【厚労省テレワーク相談窓口】

0120-91-6479(平日9:00-17:00、相談無料)

テレワークや時間外労働削減への取り組みを評価する助成金もありますのでご活用の上、感染防止に向けた柔軟な働き方をご検討ください。



税理士

内藤 克

経理、ほんともう一人必要ですか？

会計事務所には「先生、ベテラン経理が退職するので誰かいい人いませんか？」という相談がひっきりなしにきます。しかしいつも余剰な経理要員を抱えているわけでないため「そういう話があればご紹介します」としか回答できないケースがほとんどです。

先日も銀行の紹介でベテラン経理が退職し、経理経験のない社長の奥様がそれなりに引き継いだ会社に伺いました。「退職者が作成した引き継ぎ書をみながら指導してください」ということでした。

ヒアリング前に所内で「半分は作業を削れるぞ」と予想してましたが、結果はその通りとなりました。

まず決算書に記載してあるメインの銀行口座が「当座預金」であったためそこから見直しました。

「なぜ当座預金がメインなのですか？」と質問しても当然わかりません。その会社はほとんどが振込入金で売掛金を回収しており支払いはインターネットバンキングです。当座預金は手形や小切手を振り出す場合に開設する預金口座ですが、残高管理が大変なため今はあまり使わ

れていません。

その会社では支払先が約100社あるうちの5社ほどが先方に集金に来てもらって支払っていただけなのでそのために残しているようでした。小切手を発行する→集金が来るまで保管する→先方と日時を決める→小切手を渡して領収書もらう→支払処理をする（残高がないと不渡りになってしまう）、これにかなり時間を要していました。先方も大変だったはず。経理処理がガラパゴス化しているため、ほかにもどんどん改善できました。

「会計ソフトとネットバンキングの連動」「エクセルで作成している請求データを変換して会計データに連動」、社長の領収書処理が大変だったため「法人クレジットカードで払ってもらい会計データと連動」などです。

ベテラン経理は簿記の教科書通りに借方/貸方の仕訳から処理を始めますが、現在の経理は「単なるデータ処理」と変化しています。AI入力やRPAの導入によりさらに経理不足の解消は可能となります。経理からテレワークを導入するのもありでしょう。



司法書士

西田 誠

相続人申告登記

2019年12月に法務省から「不動産登記法等の見直し」の中間試案が出されて、2020年3月までにパブリックコメントが募集されています。この中の「相続登記の申請の義務付け」の項目では下記のとおり提言されています。

「不動産の所有権の登記名義人が死亡した場合において、当該不動産を相続により取得した相続人は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該不動産の取得の事実を知った日から一定の期間内に、当該不動産についての相続による所有権の移転の登記を申請しなければならない。」

そして、この相続登記申請義務の実効性を確保するための方策として、相続人申告登記（仮称）の創設も考えられているようです。

ところで、この相続人申告登記とはどのような登記なのでしょうか。

従来の相続を原因とする所有権移転登記ではなく、報告的な登記で、当該法定相続人の氏名及び住所を登記事項と

するが、その持分は登記事項としないとされています。

また、従来の法定相続分での相続登記を申請するに当たっては法定相続分の割合を確定するために被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本及び相続人であることが分かる戸籍謄本が必要になっていますが、この相続人申告登記を申請するに当たっては、単に申出人が法定相続人の一人であることが分かる限度で戸籍謄本を提供すれば足りると説明されています。

昨今、相続登記が何代もなされていないため、所有者不明土地問題が深刻になってきています。そのため不動産登記について「公法上」から求められる「登記の真正」を図ることが要請されています。そのような理由から、相続登記の義務化が求められているということです。しかし、そもそも不動産登記とは「私的自治」の現れであるので、登記をするかしないかは当事者に委ねられているものであります。そのような考えから、所有権移転登記のなかの相続登記に限定して登記を義務化することについて反対する意見も少なくありません。



特定社会保険労務士

黒川 健吾

海外就活イベントで見た日本企業が学生とのギャップ

先日、日本企業の海外での採用活動がどのように行われているのか、実際に現場で体験した学生に話を聞く機会がありました。

海外でも様々な就活イベントが行われており、有名なのがアメリカのボストンキャリアフォーラム、通称ボスキャリアです。世界中から200社を超える企業が優秀な人材を獲得するため、ボストンへ集結します。こうしたイベントではその場で面接が行われ、3日間の内に内定を獲得することもあるようです。日本では一般的に説明会の参加に始まり、複数回の面接など内定まで時間を要しますが、ボスキャリアは世界経済の動き同様スピード重視で企業も参加者も真剣そのものです。

ところがそんな中、ある学生が日系企業のブースへ行ったら、「お酒は好き？」「どのくらい飲める？」とそのほとんどが仕事に関係のない質問をされたそうです。日本のビジネスにおいてお酒の付き合いが重要視されているのは、今なお残る現実です。しかし採用の場で、学生がどんな経験をしてきたか、あるいはキャリアの希望などを差し置

いてこの質問をすべきかは別の話でしょう。採用担当者、ひいてはその企業のモラルの低さに愕然としたそうです。加えて海外の企業では優秀な人材を獲得する為に当然に決裁権ある担当者がその場で採用を決めていきますが、日本企業は決裁権のない担当者が派遣されている、そんな企業も多く見受けられたようです。

また、日本の就活ではワークショップが頻繁に行われます。集団行動でのリーダーシップ能力や柔軟性などがチェックする為です。これは企業が求めているものですが、学生側はもっと他のことを期待しているのではないのでしょうか。せっかくのインターンシップや企業訪問の機会であれば、社員の仕事を間近で見るなど実際の業務内容や職場について知りたいはず。です。

企業側と学生側の求めるものが一致しない就活。このギャップが広がり、優秀な学生を採用する機会を逃している企業が多くある気がします。

WEDOFY
国際企業人事サービス
株式会社
代表取締役

佐藤 義一

在留資格「特定技能」の創設と日本の将来

弊社と外国人に係る業務で提携関係にあるアーク&パートナーズ様からの執筆のご依頼でもあり、はじめは何か面白い話でもご紹介できたらと思っていました。しかし、少し硬い話になりますが、人口減少高齢化社会に突入し、労働力人口の減少という深刻な問題と関連して話題となっている在留資格「特定技能」創設（2018年12月の法改正によって創設）の話をしたしたいと思います。

国際慣習法上、外国人の入国の許否は、原則として当該国の自由裁量によって決定されるものとされています。どのような外国人に対して、どのような条件のもとに入国・在留を認めるのか等を他国の干渉なしに自由に決定できるということであって、それは出入国管理法、移民法というような法令の制定を通じて行われます。

世界の出入国管理システムは大別すると、「大陸型」と「米国型」に分かれます。戦後の占領期、日本は米国型の出入国管理制度を導入しましたので、現在は在留資格制度を中核とする米国型の出入国管理システムとなっています。

在留資格は日本の出入国管理政策の指標ともいえるもので、創設された在留資格「特定技能」は、我が国の長期的趨勢としての労働力人口の減少を背景にした深刻な人手不足対策として、専門的・技術的分野には属さない外国人材の受入れを目的としたものとなっています。

世界の外国人受入れに関する潮流は、英国のようにEU離脱に伴い単純労働者などの低技能労働者の流入を排除し、高度な知識・技術等を有する高度外国人材の受入れ拡大に軸足を移そうとしています。在留資格「特定技能」の創設は世界の出入国管理の潮流に逆行するかのような印象も受けます。在留資格「特定技能」の創設、そしてこれを契機に増加する在留外国人数の増加は、日本の将来にどのような影響を与えるのか、多文化共生社会の到来の視点を踏まえつつ、慎重に見守っていかねばならないと思います。

■ 新入社員紹介 アーク&パートナーズの新しい仲間を紹介します!

鈴木 秀文

所属：社労士法人

入社年月日：2020年1月3日



その後コンサルティングファームにて、大手生命保険会社のBPR（業務プロセスの改善）導入・実行支援に従事しました。

● 入社のきっかけを教えてください

前々職では人事部門に所属しており、社内インフラの整備に携わったことが社労士の業務に興味を持つきっかけとなりました。その後、前職において経営コンサルティング業務に従事、経営判断には従業員の「働きやすさ」を最重要視することに気が付きました。クライアントの「経営の土台」とも言える労働環境を良好にするお手伝いをしたいと考えるに至り、入社を決意しました。

● これまでどのようなことをしてきましたか？

新卒で中小企業支援団体に就職、「保証」の制度創設部門に従事した後、総務人事部門にて社内インフラの整備に従事しました。

● 仕事をしていてやりがいを感じる時は？

身に付けた知識・経験を用いてお客様への支援を実施し、目的を達成した際にやりがいを感じます。お客様目線を心がけています。

● 座右の銘を教えてください(補足コメントがあればコメントも)

「継続は力なり」。瞬発的な努力ではなく、コツコツと努力を積み重ねていきたいと考えています。

● 最後に意気込みを!

一日でも早くお客様から信頼される人材となるべく、日々精進してまいります。

■ 同一労働同一賃金の実務対応セミナーを開催しました

社労士法人では「同一労働同一賃金の実務対応」セミナーを開催いたしました。多くのご参加ありがとうございました。今月の法改正施行に向けて、制度の概要から、具体的な実務対応のポイントを解説させて頂きました。中小企業では2021年4月から適用が開始されますのでこれからの準備についてお悩みの方は、ぜひ弊社までご相談下さい。



<編集発行>



for The Value Stage
アーク&パートナーズ®

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階
税理士法人 TEL:03-6551-2535/FAX:03-6551-2534
社労士法人 TEL:03-6551-2540/FAX:03-6551-2541
司法書士事務所 TEL:03-6551-2533/FAX:03-6551-2534
<http://www.s-arc.com>

税理士法人・社労士法人は
Facebookにて
最新情報をお届けしております。



👍👍👍 お待ちしています♪

